

告示

埼玉県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法について、公園管理者飯能市と協議して次のとおり定めたとの告示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

路線名	位置	種類	他の工作物の名称		
			公園管理者	道路管理者	
県道富岡 入間線	飯能市大字阿 須字深井八一 二番一七地先 から同市大字 阿須字深井八 一二番一〇地 先まで	道路	阿須運 動公園	兼用工作物の 区域内におけ る飯能市都市 公園条例（昭和 六十二年飯能 市条例第五号） の規定に基づ く許認可、行 政処分等の権 限	兼用工作物の 改築、維持管 理、災害後の 復旧工事（公 共土木施設災 害復旧事業国 庫負担法（昭 和二十六年法 律第九十七号） の適用を受け るものを含む。） 及び区域内に おける道路法 の規定に基づ く許認可、行 政処分等の権 限